

平成21年11月4日

子育て課

内線 2850

子育て応援特別手当（平成21年度版）支給事業の中止について

1．支給事業中止の経緯

子育て応援特別手当（平成21年度版）については、平成21年12月11日から申請受付を開始し、同月末から支給開始を予定し事務を進めてまいりましたが、平成21年10月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、執行停止の通知を受け奈良市としても支給事業の中止を決定しました。

すでに、いろいろなご事情で、どうしても今お住まいの住所地に住民登録ができないDV被害者の方に対する子育て応援特別手当（平成21年度版）の事前申請を10月1日（木）から受付を実施し、8名の方から申請書の提出がありました。個別に支給事業中止の連絡をしています。

2．中止の広報について

ホームページには、すでに掲載しており、今後12月号のしみんだよりに掲載を予定するなど、市民への広報に努めてまいります。

3．子育て応援特別手当（平成21年度版）の目的・概要

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることを鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当を、平成21年度に限り、第1子まで拡充して実施することを目的として、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれの子どもに属する世帯主に、支給対象となる子ども一人当たり3万6千円を支給するものです。